

欧州の知的財産に関する最近の動向等

ジェットロ・デュッセルドルフ事務所 知的財産副部長 丹治 和幸

抄録

本記事では、欧州の主要な知的財産関係機関（欧州委員会、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）及び各国（ドイツ、英国、フランス、イタリア、スイス等）知的財産庁等）における最近（特に2019年1月以降）の知的財産（特に産業財産権）関連の動向等について、紙面の都合上ほんの一部にはなりますが、その概要をご紹介します。

第1 はじめに

日本国特許庁（JPO）は、主要国・地域に事務所を保有する団体、組織の事務所に知財駐在員（IP attaché）を常駐させています。私は、2019年1月から、欧州地域を担当する知財駐在員の一人として、ドイツの日本貿易振興機構（ジェットロ）・デュッセルドルフ事務所を拠点に、業務に従事しています。

知財駐在員の業務は様々ですが、例えば、日々欧州の知財に関する情報収集・調査等を実施し、その結果について随時JPOへの報告や外部への情報発信（ジェットロ・ウェブサイトの欧州知的財産ニュース¹⁾、

ロシア発：知的財産権ニュースレター²⁾等）を行っています。その際、JPOの代表として欧州の政府関係機関や企業との意見交換や調整（写真1、2）等を行うこともあります。また、当該情報発信、欧州の知財に関するイベント（専門家を招いたセミナー、政府関係機関との意見交換（写真3）等）の開催、欧州の法律事務所を活用した相談対応等を通じて、欧州IPG³⁾（欧州における知的財産問題に関心のある日系企業、団体等に属する方からなるグループで、ジェットロ・デュッセルドルフ事務所がその事務局を務めるもの）の会員を含む日系企業等の方々の知財に係る活動の支援を行っています。また、欧州の知



写真1：2019年11月のモルドバ知的財産庁（AGEPI）訪問の様子（右から1番目が筆者）⁴⁾



写真2：2020年2月のフランス産業財産庁（INPI）訪問の様子（右上が筆者）⁵⁾



写真3：2019年3月の欧州IPGと欧州特許庁（EPO）（中央（右から3番目）はEPOの António Campinos 長官）との意見交換の様子⁶⁾

1) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r1>

2) https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/ip.html

3) https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r_ipg

4) 出典：AGEPI プレスリリース（<http://agepi.gov.md/en/news/delegation-japan-visit-agepi>）

5) 出典：INPI ツイッター（<https://twitter.com/INPIFrance/status/1229762520476459009>）

6) 出典：世界知的所有権機関（WIPO）「Webinar：Overview of Intellectual Property in Europe（https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62288）」資料（https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_webinar_wjo_2021_4/wipo_webinar_wjo_2021_4_presentation.pdf#page=44）

財関連のイベント(カンファレンス、授業、セミナー等)での講演等を通じて、日本の知財制度やJPOの施策・取組等の周知を行っています。このような業務を行う上で、通常は欧州中を出張で飛び回る機会も多いです。ただし、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大の影響を受け、最後に出張した2020年2月以降は、出張する機会は一度もなく、オンライン会議等を活用して業務を継続している状況です。

本記事では、欧州の主要な知的財産関係機関における最近(特に2019年1月以降)の知的財産(特に産業財産権)関連の動向等について、紙面の都合上ほんの一部にはなりますが、その概要をご紹介します。

なお、本記事は、個人として執筆したものであり、経済産業省、特許庁又はジェトロの見解等を表明するものではありません。

(以下において、各機関の情報に基づく部分等には常体(である・であった体)を用います。)

第2 欧州委員会(欧州連合(EU)の執行機関)⁷⁾

知的財産権(IPR)は、特にデジタル・グリーン経済において、イノベーション促進及び投資保護に重要な役割を果たしているため、欧州委員会は、EU域内のIPRに関連する法律を調和・強化するとともに、グローバルレベルで公正な競争環境を確保するための取組を行っている。

1 知的財産行動計画

欧州委員会は、2020年11月25日に、知的財産行動計画(intellectual property action plan)及び関連文書を公表した。(欧州知的財産ニュース2020年11月25日⁸⁾)

2020年3月に公表された欧州の新産業戦略⁹⁾(グリーン移行、グローバル競争力、デジタル移行の3つを優先事項とするもの)でも言及されていた本行動計画は、パブリック・コンサルテーションを経て策定され、5つの主要な重点分野(次の(1)～(5))について具体的な行動を提案しているところ、主要な行動及びその実施状況¹⁰⁾等の概要は次のとおりである。

(1) IP保護の改善

EUのIP制度の一部は依然として断片化しており手続が複雑かつ高コストであり明確性を欠く場合があるという課題に対応して、IP保護のための制度をアップグレード(EUにおけるIPRの保護方法を改善)する。

①単一特許制度¹¹⁾の迅速な開始の支援(2021年)

- ・英国はUPC協定批准の撤回通知を寄託した(2020年7月20日¹²⁾。
- ・EPOは自らの役割を果たす準備ができている(2021年7月13日¹³⁾。
- ・ドイツはUPC協定承認法を公布した(2021年8月12日¹⁴⁾。
- ・UPC準備委員会は、2021年秋の開始が期待される暫定適用期間中の準備には約8か月を要すると予測し、準備が進み次第ドイツがUPC協定の批准書を寄託すると見込み、UPCは2022年半ば頃に運用を開始すると推定している(2021年8月18日¹⁵⁾。
- ・不透明な要素(UPC協定第7条(2)で規定されたロンドンのUPC中央部の取扱い、暫定適用期間の詳細(含: Opt-out¹⁶⁾(適用除外)要求の早期登録の可能期間(sunrise-period))等)もある。
(欧州知的財産ニュース2021年8月19日¹⁷⁾)

7) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property_en

8) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20201125.pdf

9) https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_416

10) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property-action-plan-implementation_en

11) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/unitary-patent_en

12) <https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2020-07-20/HCVS395>

13) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210713.html>

14) https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&jumpTo=bgbl221s0850.pdf#_bgbl_%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl221s0850.pdf%27%5D_1629889985739

15) <https://www.unified-patent-court.org/news/what-decision-german-federal-constitutional-court-means-unified-patent-courts-timeplan>

16) <https://www.unified-patent-court.org/faq/opt-out>

17) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210819.pdf

② 補加的保護証明書 (SPC)¹⁸⁾ の最適化 (2022年 第1四半期)

- ・2019年にSPC「製造免除 (manufacturing waiver)」に関する改正規則 (欧州知的財産ニュース2019年6月12日¹⁹⁾) を導入後、SPC制度には依然として加盟国全体にわたる実施の断片化の問題があるとの評価を踏まえ、統一されたSPC付与メカニズム及び／又は単一SPC権利の導入可能性を検討している。

③ 意匠保護制度²⁰⁾ のアップグレード (2021年第4四半期)

- ・EU法 (規則²¹⁾・指令²²⁾) の見直しについて、パブリック・コンサルテーションを経て、規則・指令提案に関する採択を2022年第2四半期に予定している。(欧州知的財産ニュース2021年5月4日²³⁾)

④ 地理的表示 (GI)²⁴⁾ の保護の強化 (2021年第4四半期)

- ・非農産品²⁵⁾ と食品及び飲料²⁶⁾ について、規則提案に関する採択を2021年第4四半期に予定している。

⑤ その他

- ・植物品種法を評価する (2022年第4四半期)。
- ・IP制度の有効性を更に改善するために、AIやブロックチェーン等の新技術の利用を検討し、業界対話を奨励する。また、デジタル革命により、AI技術が新たな作品や発明を生み出しているところ、保護の方法及び対象に関する考察が必要である。

- ・EUの著作権の枠組みの近代化²⁷⁾ に関する指令の (国内法への) 転置及び実施を支援する。(新著作権指令第17条に関するガイダンス²⁸⁾。国内転置措置を未伝達又は部分的実施の加盟国に対して違反手続開始²⁹⁾。)

(2) 特に中小企業 (SME) によるIP³⁰⁾ の効果的な利用・開発の促進

特に、SMEがIP保護による機会を十分に活用していないという課題に対応して、SMEによるIPの利用及び展開を奨励 (IPの利活用を促進) する。

- ・IPR登録及び戦略的IPアドバイスへの資金提供のためのIP Voucher/SME Fundを2021年1月に開始した³¹⁾。
- ・新アドバイスサービスHorizon IP Scanを2021年3月に開始した³²⁾。
- ・商標の電子出願フォーム「EasyFiling」(AIを用いたモバイルフレンドリーなアプリケーション) の提供を2021年1月に開始した³³⁾。
- ・啓発のために国際的な文脈においてIPの賢い利用に関する行動規範 (Code of Practice) を提示する (2022年)。
- ・欧州連合知的財産庁 (EUIPO) がEuropean IP Information Centre (全ての関連情報へのアクセスを提供するプラットフォーム) を提供する。
- ・資金調達の際のIP活用のために、金融機関との協議³⁴⁾、技術デューデリジェンス試行によるIP

18) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/supplementary-protection-certificates_en

19) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2019/20190612.pdf

20) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/industrial-design/protection_en

21) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12610-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Regulation-_en

22) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12609-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Directive-_en

23) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210504.pdf#page=3

24) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/geographical-indications/non-agricultural-products_en

25) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12778-EU-wide-protection-of-geographical-indications-for-non-agricultural-products_ja

26) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-&-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-_ja

27) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0760&from=EN#footnote48>

28) https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_1807

29) <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/copyright-commission-calls-member-states-comply-eu-rules-copyright-digital-single-market>

30) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/smes_en

31) https://ec.europa.eu/growth/content/sme-vouchers-%E2%82%AC20-million-grant-fund-help-smes-maximise-their-intellectual-property-assets_en

32) https://ec.europa.eu/growth/content/intellectual-property-new-advice-service-smes-launched_en

33) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8472821>

34) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0760&from=EN#footnote60>

評価³⁵⁾、既存の銀行保証メカニズム³⁶⁾に基づく検討、等を行う。

(3) IPで保護された資産へのより容易なアクセス及びその共有

IPへのアクセスを促進するためのツールが十分に開発されていないという課題に対応して、投資に対する公正な利益を保証しながら無形資産へのアクセス及びその共有（IPのライセンス及び共有）を促進する。

①危機時に不可欠なIPへのアクセスを促進するツールの改善（2021～22年）

- ・調査研究を2020年11月に完了し³⁷⁾、ワークショップを2021年1月に開催した³⁸⁾。
- ・世界保健総会の決議³⁹⁾に沿ったCOVID-19関連IPの自主的プール及びライセンス支援⁴⁰⁾、民間部門の協力促進措置⁴¹⁾、EU公的資金による研究等の成果利用措置⁴²⁾を講じてはいるが、**危機的状況に対処するためのツールを改善する必要がある。**
- ・**危機時に不可欠なIPの迅速なプールへのインセンティブを検討する。**例えば、当該IPを一時的に利用可能とする新ライセンス制度等により、リパーパシング（転用）製造等を通じてIP保護製品の生産を迅速に増加可能とする。
- ・**最後の手段及びセーフティネットとして利用するために、強制ライセンスを発動するための効果的**

な制度の整備を確保する。

②標準必須特許（SEP）⁴³⁾ライセンスにおける透明性・予見可能性の向上（2022年第1四半期）

- ・訴訟に頼るのではなく誠実な交渉を奨励する枠組みが必要である。
- ・特定分野の訴訟等を減らす業界主導の取組促進と並行して、2017年のアプローチ⁴⁴⁾に基づき、SEPの宣言、ライセンス及びエンフォースメントを管理する枠組みを明確化・改善する**改革**（第三者による必須性確認に関する独立した制度の創設等）を検討する。
- ・調査研究（潜在的SEPのランドスケープ⁴⁵⁾・SEPの必須性評価試行⁴⁶⁾、専門家グループの活動報告書（欧州知的財産ニュース2021年2月26日⁴⁷⁾）を完了した。
- ・SEP関連のウェビナー⁴⁸⁾を実施した。
- ・**SEPの新たな枠組み⁴⁹⁾について、開始影響評価、パブリック・コンサルテーション（2021年第3四半期）等を経て、規則提案に関する採択を2022年第4四半期に予定している。**（欧州知的財産ニュース2021年7月15日⁵⁰⁾）
（SEPを巡る欧州の動きについては、特許行政年次報告書2021年版Column 20⁵¹⁾も参照。）
- ③**営業秘密⁵²⁾指令の明確化及びデータベース指令の見直しによるデータのアクセス及び共有の促進（2021年第3四半期）**
- ・営業秘密指令（(EU) 2016/943）の範囲（営業秘密として認定可能なデータ、例外、データ等の違

35) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0103&from=EN>

36) https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/innovfin-guarantee-facility/

37) <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/8576381e-2ece-11eb-b27b-01aa75ed71a1/language-en>

38) <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/44909>

39) https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA73/A73_CONF1Rev1-en.pdf

40) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0245&from=ES>

41) https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/framework_communication_antitrust_issues_related_to_cooperation_between_competitors_in_covid-19.pdf

42) https://ec.europa.eu/info/research-and-innovation/research-area/health-research-and-innovation/coronavirus-research-and-innovation/covid-research-manifesto_en

43) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/standards_en

44) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52017DC0712&from=EN>

45) <https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC121411>

46) <https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC119894>

47) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210226.pdf

48) https://ec.europa.eu/growth/content/webinar-series-standard-essential-patents_en

49) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13109-Intellectual-property-new-framework-for-standard-essential-patents_en

50) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210715.pdf

51) <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/document/index/honpen0301.pdf#page=19>

52) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/trade-secrets_en

法な取得・使用・開示への対抗手段の利用方法等)を明確にする。

- ・欧州データ戦略⁵³⁾(2020年2月)で示されるように、企業のデータ作成・アクセス・共有・利用を可能にする枠組みが必要で、特に機械生成データやIoT展開での生成データの共有・取引促進のために、データベース(の法的保護に関する)指令(96/9/EC)を見直す(データ法⁵⁴⁾と並行して競争法分野でのデータ共有の取組を考慮)。
- ・データベース指令の見直しを含むデータ法⁵⁵⁾について、開始影響評価、パブリック・コンサルテーション等を経て、規則提案に関する欧州委員会の採択を2021年第4四半期に予定している。

(4) IPR侵害との闘い

デジタル技術によるものも含めて模倣や海賊行為が依然として盛んであるという課題に対応して、より良いIPエンフォースメントを確保する(IPR侵害と闘う)。

①デジタルサービス法⁵⁶⁾を通じた、オンラインプラットフォームの責任の明確化(2020年第4四半期)

- ・オンラインプラットフォームが仲介する違法コンテンツ(商品やサービス)に対処するための自主的な行動に対する阻害要因を取り除く。

②模倣品及び海賊版対策における欧州不正対策局(OLAF)⁵⁷⁾等の役割の強化(2022年)

- ・OLAFが、模倣品が単一市場に流入するのを防止するだけでなく、EU域内での模倣品の違法製造に対しても行動できるようにする。
- ・EU理事会が、知的財産犯罪を2022年～2025年のEUの組織犯罪との闘いにおける10の優先事項の一つに含めた(2021年5月)⁵⁸⁾。

③模倣品対策のためのEUツールボックスの構築(2022年第2四半期)

- ・海賊・模倣行為を抑制するために、特に後述2(2)の業界主導の取組:覚書に基づき、権利保有者・仲介者・法執行機関の間での共同行動、協力及びデータ共有の原則を定める模倣品対策のためのEUツールボックスを構築する。
- ・当該ツールボックスは、画像認識・AI・ブロックチェーン等の新技術の利用を促進する。(模倣品対策ブロックチェーンフォーラム⁵⁹⁾等)

(5) グローバルレベルの公正な競争

グローバルレベルでの公正な競争が欠如しEU企業が海外で事業を行う際に損失を被ることが多いという課題に対応して、グローバルレベルでの公正な競争を促進する(自由貿易協定(FTA)での高水準のIP章の追求、主要貿易相手国との対話、後述4(2)の定期的な調査、外国投資審査メカニズムの整備、非EU諸国との国際研究協力のための枠組み条件の策定、サイバースパイへの対抗、商標法に関するシンガポール条約への加入検討、開発途上国への技術支援、等)。特に、EUは、SEPのライセンスやデータの共有方法等のグローバルな問題に対する最先端の規制に関する解決策を開発し、模範を示すべきである。

2 IPRのエンフォースメント⁶⁰⁾の改善

(1) IPRの侵害に関する欧州監視部門⁶¹⁾

EUIPOが管理する当該監視部門(EU規則((EU) No 386/2012))は、EUの機関・当局・企業・市民社会の代表者のネットワークであり、模倣品・海賊版との闘いを改善することを目的とする。欧州監視部門の取組の概要は次のとおりである。

53) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0066&from=EN>

54) https://ec.europa.eu/info/publications/2021-commission-work-programme-key-documents_en

55) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13045-Data-Act-&-amended-rules-on-the-legal-protection-of-databases_en

56) <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/digital-services-act-package>

57) https://ec.europa.eu/anti-fraud/investigations/eu-revenue/ipr_health_environment_en

58) https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2021/05/26/fight-against-organised-crime-council-sets-out-10-priorities-for-the-next-4-years/?utm_source=dsms-auto&utm_medium=email&utm_campaign=Fight+against+organised+crime%3a+Council+sets+out+10+priorities+for+the+next+4+years

59) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/4963920>

60) https://ec.europa.eu/growth/industry/intellectual-property/enforcement_en

61) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/enforcement/infringements-observatory_en

① 執行者及び司法⁶²⁾並びにビジネス⁶³⁾のためのIP

- ・IP エンフォースメントポータル (エンフォースメントに関する全当事者間のコミュニケーションプラットフォーム) (欧州知的財産ニュース2019年6月17日⁶⁴⁾)
- ・模倣対策技術ガイド⁶⁵⁾ (主な種類の模倣対策技術 (電子的な識別や追跡装置、製品や包装にマークを付ける方法、他の化学的・物理的・機械的・デジタル的ツール等) を企業に紹介) (2021年2月)

② 消費者のためのIP⁶⁶⁾

- ・若者への啓発 (IP と若者スコアボード⁶⁷⁾)」により若者の35%~50%が模倣又は違法ダウンロードに寛容であると示されたため、IPの価値及び重要性について啓発)

③ 教育及び文化のためのIP⁶⁸⁾

- ・アウト・オブ・コマース著作物ポータル (2021年6月 (国立国会図書館のウェブサイト⁶⁹⁾等))

④ 事実・数値及び判例法⁷⁰⁾

ア IPに関する調査研究及びデータ

次の3つのテーマ (IPの認識、貢献、侵害) 等に取組み、調査研究等の主な成果をまとめた電子ブックレット⁷¹⁾やEU各国別の分析⁷²⁾を公表している。

- ・IPの認識 (IPRに対する市民、若者及びSMEの認識の理解⁷³⁾等)

▷ EU市民とIP (2020年11月)⁷⁴⁾、等

- ・IPの貢献 (IPRのEU経済及び企業への貢献の評価⁷⁵⁾等) :

▷ EUにおけるIPRと企業業績 (2021年2月) (EPO⁷⁶⁾及びEUIPO⁷⁷⁾、

▷ EUにおけるIPR集約型産業と経済動向 (2019年9月) (欧州知的財産ニュース2019年9月25日⁷⁸⁾、

▷ EU企業によるIPRの束の利用 (2020年10月)⁷⁹⁾、

▷ 高成長企業とIPR (2019年5月) (EPO⁸⁰⁾及びEUIPO⁸¹⁾、等

- ・IPの侵害 (IPR侵害の程度及び経済・社会への影響の定量化⁸²⁾等)

【デジタル】

▷ IP侵害行為にソーシャルメディアを悪用する際の新旧の傾向とそれに対処するためのグッドプラクティス (2021年6月)⁸³⁾、

▷ サイバースクワッティングの監視及び分析 (2021年5月)⁸⁴⁾、

▷ IP侵害に関連するソーシャルメディアの監視及び分析 (2021年4月)⁸⁵⁾、等

62) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/ip-for-enforcers>

63) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/ip-for-business>

64) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2019/20190617.pdf

65) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news/-/action/view/8550135>

66) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/ip-for-consumers>

67) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/ip-youth-scoreboard>

68) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/ip-for-education-culture>

69) <https://current.ndl.go.jp/node/44158>

70) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/facts-figures-and-case-law>

71) https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/facts_figures_caselaw/observatory_booklet_en.pdf

72) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/ip-in-europe>

73) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/europeans-and-intellectual-property-studies>

74) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news/-/action/view/8386494>

75) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/ip-contribution>

76) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210208.html>

77) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8510485>

78) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2019/20190925.pdf

79) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=8326425&journalRelatedId>manual/

80) <https://www.epo.org/news-events/news/2019/20190521.html>

81) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5143119&journalRelatedId>manual/

82) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/quantification-of-ipr-infringement>

83) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8749866>

84) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8718311>

85) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=8666248&journalRelatedId>manual/

【分野横断的】

- ▷偽物のグローバルな取引：憂慮すべき脅威（2021年6月）(EUIPO⁸⁶)及びOECD⁸⁷)、
- ▷EUにおけるIPRのエンフォースメントに関する報告書：2019年の全体的な留置の結果（2021年6月）⁸⁸、
- ▷模倣品のグローバルな取引におけるコンテナ海上輸送の悪用（2021年2月）(EUIPO⁸⁹)及びOECD⁹⁰)、
- ▷EU域内市場におけるIPRのエンフォースメント：2019年のEU加盟国における留置の結果（2020年12月）⁹¹、
- ▷IP犯罪と他の重大な犯罪との関連性（2020年6月）(EUIPO⁹²)及び欧州刑事警察機構(Europol)⁹³)
- ▷偽造医薬品の取引（2020年3月）(EUIPO⁹⁴)及びOECD⁹⁵)、等
- ・その他⁹⁶
 - ▷欧州におけるIPR侵害がもたらすリスク及び損害（2021年6月）⁹⁷、
 - ▷COVID-19のIPR集約型産業への経済的影響（2021年5月⁹⁸、6月⁹⁹）、
 - ▷ドメイン名ーディスカッションペーパー（IP侵

害活動へのドメイン名の悪用を防ぐためのレジストラ及びレジストリの課題及びグッドプラクティス）（2021年3月）¹⁰⁰、

- ▷IP事件における国際司法協力（オンライン上のIPR侵害に関連する立法措置）（2021年3月）(EUIPO¹⁰¹)及び欧州司法機構(Eurojust)¹⁰²、
- ▷新技術のIP侵害・エンフォースメントへの影響（2020年9月）¹⁰³
- ▷EUにおけるオープンソースソフトウェア（2020年6月）¹⁰⁴、等

イ 判例法

IPRエンフォースメントに関する法律及び判例についての情報を提供する活動等を行っている¹⁰⁵。

(2) 業界主導の取組：覚書¹⁰⁶

①インターネット上での模倣品の販売に関する覚書(MoU)

オンライン市場で模倣品が提供されることを防止するために、欧州委員会が推進する自主的な合意（2011年5月署名）である。

②オンライン広告及びIPRに関する覚書(MoU)

著作権を侵害したり模倣品を広めたりするウェブサイトやモバイルアプリケーション上の広告を制限

86) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=8762452&journalRelatedId=manual/

87) <https://www.oecd.org/publications/global-trade-in-fakes-74c81154-en.htm>

88) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=8726540&journalRelatedId=manual/

89) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news/-/action/view/8540031>

90) <https://www.oecd.org/governance/misuse-of-containerized-maritime-shipping-in-the-global-trade-of-counterfeits-e39d8939-en.htm>

91) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news/-/action/view/8424900>

92) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5805368&journalRelatedId=manual/

93) <https://www.europol.europa.eu/newsroom/news/europol-%E2%80%93-eu-ipo-report-ip-crime-and-its-links-to-other-serious-crimes>

94) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/web/observatory/news/-/action/view/5669584>

95) <https://www.oecd.org/gov/trade-in-counterfeit-pharmaceutical-products-a7c7e054-en.htm>

96) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/observatory-publications>

97) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8736825>

98) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&categoryId=general&journalId=8721719&journalRelatedId=manual/

99) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8751363>

100) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=8601160&journalRelatedId=manual/

101) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=8583839&journalRelatedId=manual/

102) <https://www.eurojust.europa.eu/stepping-cooperation-tackle-intellectual-property-crime>

103) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news/-/action/view/8288378>

104) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5843303&journalRelatedId=manual/

105) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/case-law>

106) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/enforcement_en#:~:text=Industry-led%20initiatives:%20Memoranda%20of%20understanding

するために、欧州委員会が推進する自主的な合意（2018年6月署名）である。

(3) IPRエンフォースメントに関する国際カンファレンス¹⁰⁷⁾

EUIPO及び他のIP当局と協力して、国際IPエンフォースメントサミットを開催している（ロンドン（2014年）、ベルリン（2017年）、パリ（2019年）、オンライン（2021年））。

3 模倣品、海賊版及びその他のIPR侵害¹⁰⁸⁾（税制・関税同盟総局）

税関の役割、法律、EU税関行動計画、国際協力、IPRに関するEU・中国間の協力、事実・数値等に関する情報（例えば、EU税関におけるIPRのエンフォースメントに関する報告書2019（2020年12月）¹⁰⁹⁾）を提供している。

4 非EU諸国におけるIPRの保護¹¹⁰⁾の改善（貿易総局）

(1) COVID-19パンデミックに対する強力な多国籍間貿易対応を提案¹¹¹⁾

2021年6月4日に、COVID-19のワクチン及び治療薬の製造を拡大するとともに普遍的かつ公平なアクセスを確保するための多国籍間貿易行動計画への世界貿易機関（WTO）加盟国のコミットメントを求める提案を提出した。当該提案では、各国政府に、WTOの既存のTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）における強制実施権の利用を促進すること等を求めている。

(2) 定期的な調査

次の調査を定期的に行っている。

- EU域外の市場に関する模倣品・海賊版監視リスト（2020年12月）¹¹²⁾（模倣品・海賊版に関与、それらを助長又はそれらから利益を得ているとされる市場及びサービス提供者を報告するもの）
- 第三国におけるIPRの保護及びエンフォースメントに関する報告書（2021年4月）¹¹³⁾（IPRの保護及びエンフォースメント（オンライン及びオフライン）の状況が懸念される第三国を特定するもの）

第3 欧州特許庁（EPO）¹¹⁴⁾

1 戦略計画2023及び取組

2019年6月27日に、4年間の戦略計画2023（Strategic Plan 2023）を公表した。本戦略計画2023には、「ミッション」及び「ビジョン」並びに5つの「目標」及び目標ごとの「主な取組」が含まれる。（欧州知的財産ニュース2019年6月28日¹¹⁵⁾）

当該目標ごとの主な成果及び活動に関する年次レビュー（Annual Review）（2019年版（欧州知的財産ニュース2020年7月6日¹¹⁶⁾）、2020年版（欧州知的財産ニュース2021年6月29日¹¹⁷⁾）及び特許指標（Patent Index）（2019年版（欧州知的財産ニュース2020年3月12日¹¹⁸⁾）、2020年版（欧州知的財産ニュース2021年3月16日¹¹⁹⁾）が、それまでの年次報告書（Annual Reports）（欧州知的財産ニュース2019年3月13日¹²⁰⁾等）に代わる新形式として公表されている。また、例えば、年次レビュー2020には、主要な成果に加えて、品質、環

107) https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/enforcement_en#:text=Conferences%20on%20IPR%20enforcement

108) https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-and-other-ipr-violations_en

109) https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2401

110) <https://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/intellectual-property/>

111) <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2272>

112) <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2225>

113) <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2266>

114) <https://www.epo.org/index.html>

115) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2019/20190628.pdf

116) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20200706.pdf

117) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210629_2.pdf

118) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20200312.pdf

119) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210316.pdf

120) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2019/20190313_2.pdf

境持続可能性、社会的側面、職員エンゲージメント、IT、データ保護、コミュニケーション等の特定分野に関する詳細なレポート¹²¹⁾も掲載されている。

また、EPOは、2021年7月23日に、戦略計画2023を補完するために後述3のニュー・ノーマルに向けた方針に関する文書を公表した。

戦略計画2023の各目標及びそれに関連する取組の概要は次のとおりである。

(1) 目標1¹²²⁾：仕事に専念し、知識豊富でかつ協力的な組織の構築

主な取組は、優秀な人材の誘致・育成、人材の流動性及びワークライフバランスの促進、コミュニケーションの促進、社会的対話の促進である。

(2) 目標2¹²³⁾：EPOのITシステムの簡素化及び近代化

①特許付与プロセス

ペーパーレスサーチ・審査にMVP（実用的で最小限の範囲で動くプロダクト¹²⁴⁾）を提供するアジャイル手法は効果的であった。基本ワークフローの97%をデジタル化し、出願・先行技術文献のデジタル注釈を導入した（手書きの知的作業記録を徐々にデジタル化）。これらを審査官・方式担当官の単一インターフェース（Patent Workbench）に徐々に統合した。

②サーチ

庁内サーチエンジンANSERA¹²⁵⁾（Another Search ERA¹²⁶⁾）を改善した（メモ・専門DB（含：日本の標準技術）の検索、デジタルハイライト・付箋、図面スケッチ、関連請求項の特徴のタグ付け等）。

③新たなオンラインユーザーエンゲージメント

既存のオンライン出願サービス（CMS）が、2022年1月1日に廃止され、2021年4月1日に開始済のウェブベースのOnline Filing 2.0に置き換えられる予定である¹²⁷⁾。

④AI¹²⁸⁾

コンピュータビジョン・自然言語処理・機械翻訳を含むAIベースの特許テキスト・画像処理プロジェクトを開始した。

分類（Y02/Y04）自動付与の庁内向け機械学習コードチャレンジ¹²⁹⁾で、数百万の特許文献で学習されたBERTモデル¹³⁰⁾（Googleが開発した機械学習技術）が利用された。

ドイツ・フランス語文献の英語への庁内機械翻訳システム（専用データセンターで稼働し、未公開文献にも利用可能）を構築した。

庁内でのIT開発促進は、庁に合ったツール提供、外部プロバイダへの依存減少、開発加速、職員の活躍機会創出を可能にしている。

⑤デジタル管理

庁内のビデオ会議等の共同作業のためのプラットフォームをSkype for Businessから移行されたMicrosoft Teams（MS Teams）に移行した。

(3) 目標3¹³¹⁾：高品質の成果物及びサービスの効率的な提供

①ユーザー¹³²⁾を中心とした新たな活動

EPOの常任諮問委員会（SACEPO）¹³³⁾の枠組み（メンバー）をよりグローバルな範囲に拡大した。

②適時性（Timeliness）

サーチにかかる平均期間は僅かに増加したが、

121) [https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/C1478339D8F3C44CC12586FD004FDAC5/\\$FILE/annual_review_2020_en.pdf#page=93](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/C1478339D8F3C44CC12586FD004FDAC5/$FILE/annual_review_2020_en.pdf#page=93)

122) <https://www.epo.org/about-us/office/strategy/goal1.html>

123) <https://www.epo.org/about-us/office/strategy/Goal2.html>

124) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/Agile-kaihatsu-jissen-guide_20210330.pdf#page=18

125) https://www.epo.org/modules/epoweb/acdocument/epoweb2/135/en/CA-46-14_Rev_1_en.pdf#page=13

126) [http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/626FCEF63B72E852C1258593002640F4/\\$FILE/IT_report_2019_en.pdf#page=7](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/626FCEF63B72E852C1258593002640F4/$FILE/IT_report_2019_en.pdf#page=7)

127) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210531.html>

128) <https://www.epo.org/news-events/in-focus/ict/artificial-intelligence.html>

129) <https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201201.html>

130) [http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/C1478339D8F3C44CC12586FD004FDAC5/\\$FILE/annual_review_2020_en.pdf#page=33](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/C1478339D8F3C44CC12586FD004FDAC5/$FILE/annual_review_2020_en.pdf#page=33)

131) <https://www.epo.org/about-us/office/strategy/goal3.html>

132) <https://www.epo.org/about-us/services-and-activities/Consultingourusers.html>

133) <https://www.epo.org/about-us/services-and-activities/Consultingourusers/sacepo.html>

審査及び異議の適時性は引き続き改善した。2020年の適時性に関する実績¹³⁴⁾の概要は次のとおりである。

【サーチ】

サーチ完了までの平均期間は4.5か月であった。

【審査】

バックログを削減し続けており、長期的な適時性の改善が期待されている。特許付与の意図の通知までの平均期間は、有効な審査請求から25.4か月であり、特許付与の意図の通知の65%は有効な審査請求から28か月以内になされた(75%は36か月以内)。EP第1庁出願についての特許付与までの全体的な期間は、出願から特許付与の意図の通知まで平均44.8か月(図表1)であった。

出願人の申請に応じて特許出願の審査等を迅速化するための無料のプログラムであるPACE¹³⁵⁾においては、早期審査の申請から審査官による次のオフィス・アクションまでの平均期間は2.6か月となっている(品質レポート2019¹³⁶⁾)。

【異議】

異議部が決定を下すまでの平均期間は、異議申立期間満了から15.5か月と改善した。しかし、こ

の数字は主にCOVID-19の発生前に確定した標準的なケースに関するものであり、2021年にはパンデミックの影響で異議の適時性は悪化すると予想される。

③品質及び適時性の向上

案件割当て時期の決定権を審査官に付与(試行)、審査官チーム間の案件交換及び審査官の専門分野変更・知識獲得の支援等を行った。

④コラボレーション及び知識共有

同案件サーチによるサーチ戦略の相互学習、審査のベストプラクティス共有、審判長(2021年は各国裁判官にも拡大)による審決講義等を行った。

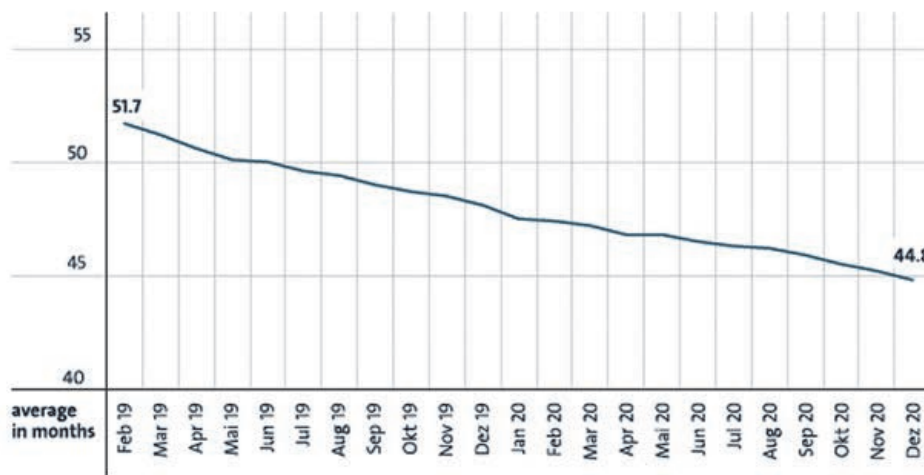
⑤監査

審査部・監査者間の意見相違に関する対話でグレーゾーンが減少した。

⑥先行技術の習得

分類付与へのAI導入(案件配布用事前分類の庁内AIエンジン、分類ツールのANSERAへの統合、部分的再分類の新ツール等)プロジェクトを開始した。

共同特許分類(CPC¹³⁷⁾)改正プロセス合理化で、依頼から公開までが9か月に短縮した。



Source: EPO

図表1 EP第1庁出願についての特許付与までの全体的な期間(各月の平均)

134) <https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/annual-report/2020/goal3.html>

135) <https://www.epo.org/news-events/news/2016/20160101.html>

136) [http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/626FCEf63B72E852C1258593002640F4/\\$FILE/quality_report_2019_en.pdf#page=28](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/626FCEf63B72E852C1258593002640F4/$FILE/quality_report_2019_en.pdf#page=28)

137) <https://www.epo.org/searching-for-patents/helpful-resources/first-time-here/classification/cpc.html>

(4) 目標4¹³⁸⁾：グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築

主な取組は、特許情報・知識へのアクセス強化、協力のインパクト最大化、協力活動の定義及び優先順位付け、欧州特許システム（図表2）及びネットワークのインパクト拡大である。

2019年11月には、特許情報検索ツール「Espacenet」の改良バージョンをリリースした¹⁴⁰⁾。

2019年には主にジョージアとの認証（Validation）の合意（欧州知的財産ニュース2019年11月5日¹⁴¹⁾）及び更なる7つ（エチオピア、アルゼンチン、マレーシア、メキシコ、インドネシア、ブラジル、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO））の強化パートナーシップ（Reinforced Partnership）合意により、2020年にはコロンビアとの強化パートナーシップ

合意により、その地理的範囲を大幅に拡大した。

2020年12月1日に、EPOと中国国家知識産権局（CNIPA）は、受理官庁としてのCNIPA又は世界的所有権機関（WIPO）に英語で国際出願をする中国の出願人が国際調査機関（ISA）としてEPOを選択可能とする2年間の試行を正式に開始した。（欧州知的財産ニュース2020年10月21日¹⁴²⁾）

2021年2月に、EPO加盟国が合意した最初の2つの共通実務（発明の単一性の審査、発明者の指定の分野）を公表した。承認された共通実務は各庁により任意で実施される。今後検討される分野は、優先日の一致、権利の回復、特許請求の範囲の記載及び構造、コンピュータ利用発明及びAIの審査実務の4つである。（欧州知的財産ニュース2021年2月15日¹⁴³⁾。

Map showing the geographic coverage of European patents as of 1 November 2019

■ Member states (38)

- Albania
- Austria
- Belgium
- Bulgaria
- Croatia
- Cyprus
- Czech Republic
- Denmark
- Estonia
- Finland
- France
- Germany
- Greece
- Hungary
- Iceland
- Ireland
- Italy
- Latvia
- Liechtenstein
- Lithuania
- Luxembourg
- Malta
- Monaco
- Netherlands
- North Macedonia
- Norway
- Poland
- Portugal
- Romania
- San Marino
- Serbia
- Slovakia
- Slovenia
- Spain
- Sweden
- Switzerland
- Turkey
- United Kingdom

■ Extension states (2)

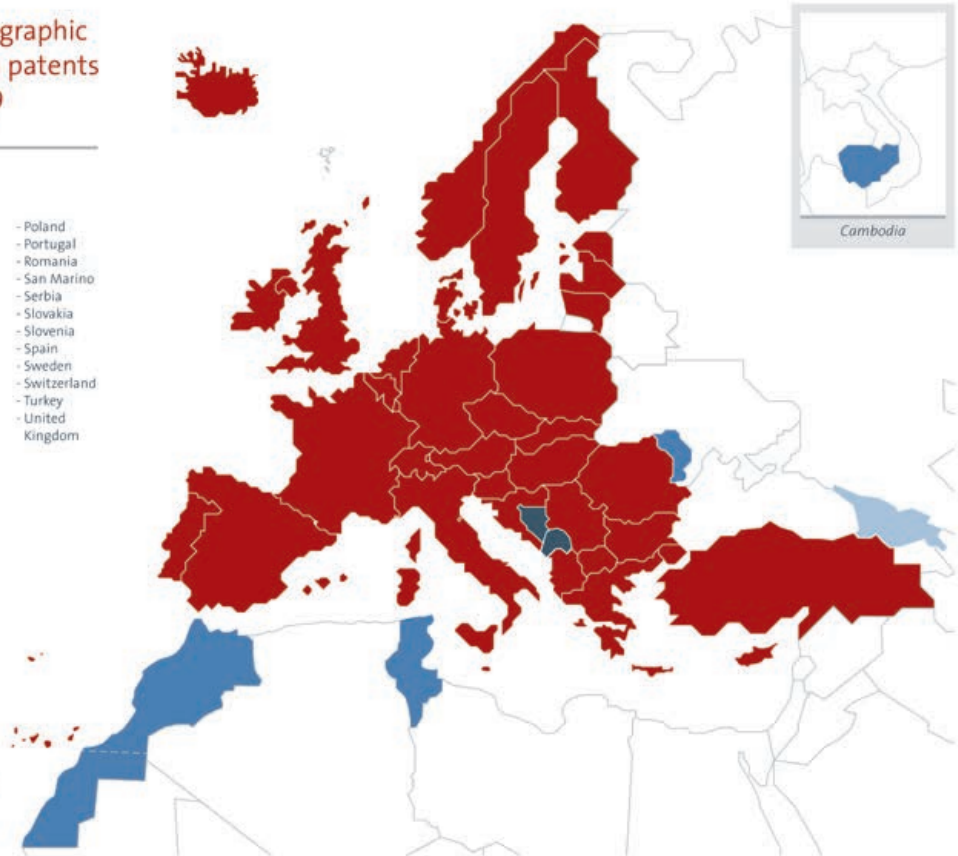
- Bosnia and Herzegovina
- Montenegro

■ Validation states (4)

- Agreement in force
- Cambodia
 - Republic of Moldova
 - Morocco
 - Tunisia

■ Future validation states (1)

- Agreement signed but not in force yet
- Georgia



図表2 2019年11月1日時点での欧州特許の地理的範囲¹³⁹⁾ 出典：EPO

138) <https://www.epo.org/about-us/office/strategy/goal4.html>

139) 出典：EPOウェブサイト (<https://www.epo.org/about-us/foundation/validation-states.html>)

140) <https://www.epo.org/news-events/news/2019/20191119.html>

141) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2019/20191105.pdf

142) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2020/20201021.pdf

143) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210215.pdf

(5) 目標5¹⁴⁴⁾：長期的な持続可能性の確保

主な取組は、ガバナンス強化、プロセスの効率性向上、透明性・説明責任の向上、持続可能性の文化の普及、長期的な財政の持続可能性の確保、利害関係者の関与を伴う知財システム発展の評価である。

2 COVID-19への対応

COVID-19の現状を考慮して、以下の予防策を講じており、また、継続的に状況を監視し必要に応じて更新を行っている。(コロナウイルス(COVID-19) - 継続的な更新情報¹⁴⁵⁾、欧州知的財産ニュース2021年5月28日¹⁴⁶⁾、欧州知的財産ニュース¹⁴⁷⁾等)

(1) ビデオ会議による口頭手続

① 審査部における口頭手続

- ・ビデオ会議による実施は、1998年から一部行われていたが、2020年4月以降はデフォルトとなり¹⁴⁸⁾、引き続き行われている¹⁴⁹⁾(2019年：900件以下、2020年：2,530件以上、2021年の最初の4か月間：1,300件以上)。
- ・口頭手続は、ビデオ会議による実施を妨げる重大な理由¹⁵⁰⁾(例えば、参加者に関する理由(視覚障害等)や手続の性質及び主題に関する理由(触覚的特徴が不可欠の対象物のデモ又は検証を伴う場合等))がある場合には、EPOの敷地建物で開催可能¹⁵¹⁾であるが、2022年1月31日の後まで延期される。
- ・2021年1月以降はビデオ会議による証拠調べが可能である¹⁵²⁾。

- ・2021年10月1日以降はZoomのみによって実施される¹⁵³⁾。

② 異議部における口頭手続

- ・2020年5月にビデオ会議による試行が開始¹⁵⁴⁾(2022年1月31日まで延長¹⁵⁵⁾)された。当初は、手続の全当事者によるビデオ会議利用への同意要件があったため、利用率が低く、2020年末までに異議事件のバックログが2019年に比べ2,000件以上増加した。
- ・当該試行の進捗報告書(2020年11月)¹⁵⁶⁾での評価を受け、2021年1月以降は、前述の同意要件は削除され、ビデオ会議(同時通訳も可能なZoomのみ¹⁵⁷⁾)による実施が原則となった。
- ・重大な理由がある場合には敷地建物で開催可能¹⁵⁸⁾であるが延期される点及びビデオ会議による証拠調べの点については、前述の審査部における口頭手続と同様である。
- ・当該試行の2回目の進捗報告書(2021年7月)¹⁵⁹⁾では、前述の同意要件削除の結果による当該試行件数の大幅増加(2020年：333件、2021年6月末まで：2,125件)、口頭手続カレンダー¹⁶⁰⁾の新版(2021年1月～)、オブザーバー数の10倍以上の増加、法的確実性・適時性・アクセス可能性・持続可能性の利点への1年前に比した賛同の増加、2022年に向けたユーザー協議の実施予定(その後2021年9月1日に開始¹⁶¹⁾)等が報告された。

③ 審判部における口頭手続

- ・2020年にビデオ会議による実施の可能性を導入した。
- ・2020年5月～2021年2月の380件超のビデオ

144) <https://www.epo.org/about-us/office/strategy/goal5.html>

145) <https://www.epo.org/news-issues/covid-19.html>

146) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210528.pdf

147) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r1>

148) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/04/a39.html>

149) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/12/a134.html>

150) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a122.html>

151) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/12/a134.html>

152) <https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201223.html>

153) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210623.html>

154) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/04/a41.html>

155) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210520.html>

156) <https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201110.html>

157) <https://e-courses.epo.org/course/view.php?id=196#section-1>

158) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a121.html>

159) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210712.html>

160) <https://www.epo.org/applying/online-services/proceedings/calendar.html>

161) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210901.html>

会議による審判事件は、当初は、全当事者が同意した場合にのみ実施されていたが、2021年1月以降は、適切な場合には当事者の同意がなくても実施されている。この実務は、手続規則 (RPBA) の新たな第15a条 (2021年4月1日施行) で確認された。

- ・EPO拡大審判部は、2021年7月16日に、ビデオ会議による口頭手続の欧州特許条約 (EPC) との整合性について、審判部における口頭手続は緊急事態の期間中は当事者の同意がなくてもビデオ会議により実施可能であると決定したが、緊急事態ではない場合でも又は審査・異議の場合でも当事者の同意なしにビデオ会議による実施が可能かどうかについては言及しなかった。EPOは、これを受け、ビデオ会議による実施を継続し、審査部・異議部等への潜在的な間接的影響を評価する。(欧州知的財産ニュース2021年7月16日¹⁶²⁾)

(2) コロナウイルスと闘う研究者等のための特許情報リソース

2020年6月に新型コロナウイルスとの闘いやその治療に有用な特許情報 (Espacenetでの実行に適したサーチ戦略、特許出願件数の上位出願人・上位発明者・国別の情報等) を共有する「Fighting coronavirus」を立ち上げ¹⁶³⁾、更新・拡充している (2021年6月¹⁶⁴⁾ 等)。また、コロナウイルス関連特許についてのQ&A¹⁶⁵⁾ も公表されている。

3 ニュー・ノーマルに向けた方針に関する文書

2021年7月23日に、ポストCOVID-19の可能性のある時代において新たな機会をどのように活用できるかを検討するための方針に関する文書「ニュー・ノーマルに向けて (Towards a new normal) : EPOにおける柔軟性・コラボレーション・コミュニティ」の改訂版を公表した。

当該文書は、前述1の戦略計画2023を補完する

ために、EPO職員の意見やパブリック・コンサルテーションに基づいて策定されたものであり、テレワーク・デジタル環境・建物戦略の見直しという3つの柱に基づいている。(欧州知的財産ニュース2021年3月19日¹⁶⁶⁾、欧州知的財産ニュース2021年7月23日¹⁶⁷⁾)

当該文書及び関連情報の概要は次のとおりである。

(1) 序文

COVID-19は、前向きな変化も明らかにした。新たなデジタルワークフローによる紙の消費量削減及び業務の効率性向上、出張によるCO₂排出の削減、オンライン会議による別拠点のコラボレーション頻度増加、オンラインでのカンファレンス及び異議・審判段階の公開口頭手続への参加者数の増加による庁の透明性・アクセス性の向上、オンライン研修による場所にかかわらないIP教育提供は、メリットのほんの一部である。メリットを計画に組み込み、パンデミックへの対応期間から新たな長期的機会の活用期間へと移行したい。

ニュー・ノーマルを確信を持って予測することはできない。計画・準備が必要であると同時に適応性・敏捷性も必要であるところ、この文書はニュー・ノーマルに向けた一般的な方向性を示す。その将来とは、「職員がどこで働いていても又はどこに住んでいても、EPOはコミュニティである。」ことを見失わずに、ますますデジタル化される環境から利益を得て、柔軟性を高め、かつ、コラボレーションを促進することを目指すものである。このために、テレワーク (在宅勤務) の取決め及び建物の利用方法を変える。

テレワークや建物の利用方法等の複雑な課題に対する完全かつ既成の解決策はこの文書には含まれていない。まだ発生したばかりの状況で、成功のための詳細な青写真を描こうとするのは無謀である。今できることは、将来的にどうなっていたいかの原則と、戦略計画2023の目標を補完する必要がある分

162) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210716.pdf

163) <https://www.epo.org/news-events/news/2020/20200626.html>

164) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210628.html>

165) <https://www.epo.org/news-events/press/background/patents-related-to-coronavirus.html>

166) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210319.pdf

167) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210723.pdf

野とについて、合意することである。ニュー・ノーマルへの道は、継続的なフィードバック・対話に基づいてのみ見いだされる。詳細を詰めていく中でより厳しい課題に直面することは間違いないが、これまでの経験及び前向きな変化に基づき共通の目標を達成できると確信している。

(2) テレワーク

調査の結果、EPO職員が将来テレワークを希望する程度は4つ(22%：フルタイムのテレワーク、30%：週3～4日のテレワーク、23%：週1～2日のテレワーク、23%：主に又は完全にオフィスでの勤務(6%：テレワークには全く関心なし))に分かれた(図表3)。全体として、職員の大多数が、週の少なくとも一部をテレワークで過ごすことを希望している。

パンデミックの経過にかかわらず、テレワークは、既存の職員に柔軟性を提供し、新たな人材を引き付け、かつ、その他の緊急事態に対処するための中心的なツールであり続けることになる。

新たなテレワークの枠組みにより、EPO職員にいつでもどこで働くかを選択する柔軟性を与えると同時に、職員個人及び庁にとって明確な法的枠組みを確保する。

①新たなテレワークの枠組みの目的

包括性、柔軟性、コラボレーション、モビリティ及びワークライフバランスを原則とする。

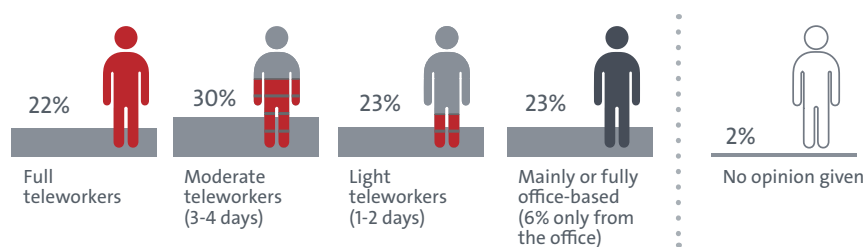
②新たなテレワークの枠組みの検討事項・計画

計画としては、短期(パンデミック期間中に有効

な現在のガイドラインの存続)、中期(2022年初めには実施準備が整うことを目標とした基本政策(全職員(従業者及び管理職)に勤務時間の最大80%(そのうち最大60営業日を雇用地以外のEPC締約国から)のテレワークを認める任意のスキーム)の実施)、長期(必要に応じた中期の基本政策の変更)が考えられる。

また、その他の検討事項は、例えば次のとおりである。

- テレワークに関連するその他の事項(例えば、時差のある職員間の会議手配のベストプラクティス、ハイブリッド会議やオンライン会議のエチケットや行動規範)に関するガイダンスを作成する。
- 従業員が更に分散することを考慮すると、「1つのEPOコミュニティ」は、重要な検討事項であり、職員のエンゲージメント、同僚間のコラボレーション、コラボレーションツールを用いた特許付与プロセス、リモートチームの研修及び管理等によって支援される。
- 職員の心身の健康及び安全は優先事項であり、託児所及び教育施設並びにキャリア開発プログラム等の職員支援も維持されテレワークに適応される必要がある。
- テレワークの増加による環境¹⁶⁹⁾面でのメリットを考慮して、出張ポリシーを再評価し、更なる合理化によるCO₂排出削減への貢献の可能性を検討する。グリーン調達・ITから建物の持続可能性に至るまで様々な分野に焦点を当てた新たな環境ポリシーも既に発表している(2021年4月)¹⁷⁰⁾。



図表3 テレワークに関する調査結果¹⁶⁸⁾ 出典：EPO

168) 出典：EPOウェブサイト ([https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/906F822DC47C2D57C125870B00333A17/\\$FILE/Towards_a_New_Normal_en.pdf#page=17](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/906F822DC47C2D57C125870B00333A17/$FILE/Towards_a_New_Normal_en.pdf#page=17))

169) <https://www.epo.org/about-us/office/social-responsibility/environment.html>

170) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210427a.html>

(3) デジタルワークプレイス

強化されたデジタルワークスペースにより、EPOが、信頼性が高く、効果的かつ安全なツール及びいつでもどこからでもアクセス可能なワークフローを有し、適時性を含む品質の重要な要素をサポートするデジタルワークフローを組み込むことを確保する。また、職員及び管理職が、ニュー・ノーマルの機会を生かし、特有の課題に直面するのに役立つ新たなスキルを身に付けなければならない。また、デジタル・コミュニケーションにより、職員及びその他の利害関係者をバーチャルかつハイブリッドな環境でつなげて関与させる。

① デジタル基盤

24時間年中無休で利用可能なクラウドサービス（人事、施設管理、外務決済、ビデオ会議等）を引き続き開発する。

クラウドサービスの利用が増加するにつれて、レガシーメインフレームコンポーネントは廃止され、特許付与プロセス及び企業手続の一部はクラウド上又はルクセンブルクの新しいデータセンターで再構築・展開される。2021年末までに、主要データセンターのルクセンブルクへの移行が完了予定である。

クラウドに移行するに当たり、最高水準のデータ保護（法的枠組み（透明性・説明責任・データ対象者の権利尊重確保のためのルール・ポリシー）、業務上のコンプライアンス（マッピング・データ保護登録簿・データ保護文書）、リスク管理・軽減（データ漏洩の対処・軽減のための監視・検知）、リスク予防（啓発及び研修）、継続的な改善（国際・公的機関との協力、技術革新への追随）の5つの柱から構成される新戦略の導入等）に従って、データのセキュリティを確保し続ける。ISO 27001 認証の取得及びEPO出願へのアクセスのための集中認証ソリューション導入により、サイバーセキュリティ対策を更に進める。なお、新たなデータ保護の枠組みが2022年1月1日に発効予定である¹⁷¹⁾。

② デジタルワークフロー及びソリューション

戦略計画2023の目標でもあったデジタル化への取組（前述1(2)の目標2を参照）が、パンデミックにより加速されている。

③ デジタルでの業務手法及びスマートなワークロード管理

3つの柱（スキルや処理能力に基づくAIを利用した各部門又はチームへの案件の自動的な配布、短期的な処理能力やワークロードの変動に対応するための部門間での案件の再配布、中期的なワークロードの変更に対応した審査官の技術分野変更の支援）に基づくワークロード管理モデルを採用する。

④ 新たなオンラインサービス

オンラインMailboxサービスの拡充¹⁷²⁾の成功を受け、オンライン出願サービス¹⁷³⁾を引き続き強化する。User area¹⁷⁴⁾の導入（2021年11月に試行開始予定）に続き、セルフサービスによるユーザー登録、ユーザーの特許ポートフォリオへのユーザーフレンドリーなアクセス、EPOの全ての事務上のやり取りへのオンラインでのアクセスを提供する新たなコミュニケーションメールボックス等の新機能を導入する。

バーチャルでの協力・会議・イベントのための安定した高品質の完全かつハイブリッドなビデオ会議サービスを提供し、職員間の社会的交流を支援するために、ビデオ会議を更に発展させる。（前述2(1)のビデオ会議による口頭手続も参照）

資格¹⁷⁵⁾認定及び研修の多くをオンライン環境に移行する（欧州特許弁理士試験（e-EQE）（2021年3月に実施、2021年7月にガイドの最新版公表¹⁷⁶⁾）、特許管理人認定試験（EPAC）（2022年予定）、欧州特許アカデミー¹⁷⁷⁾での研修等）。

⑤ デジタル環境のための新たなスキル

デジタル環境に対応した採用（人材誘致の観点から拡張現実等の新たなデジタルツールを評価）及び研修（デジタルツール、ハイブリッドテレワーク（健康的な習慣、肉体的・精神的な問題への対処）、ダ

171) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210702.html>

172) <https://www.epo.org/applying/online-services/mailbox/updates.html>

173) <https://www.epo.org/applying/online-services.html>

174) <https://www.epo.org/applying/online-services/improving/new-user-area-services.html>

175) <https://www.epo.org/learning/eqe.html>

176) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210730.html>

177) <https://www.epo.org/about-us/services-and-activities/academy.html>

イバーシティ&インクルージョンに関する研修等)並びにリモート・ハイブリッドチームの管理職向けの特別研修(チーム間の信頼関係構築・交流促進、帰属意識の向上・維持等に関するマネジメント研修)を引き続き進める。

職員の目標設定について、ニュー・ノーマルへの移行に関連する行動及び働き方を奨励する総合的なアプローチをとる。

ニュー・ノーマルにより、庁全体の職員のキャリア機会を促進(職員の物理的な場所が重要ではなくなること等を踏まえ、キャリアパス間の柔軟性を向上)する。

⑥ デジタル・コミュニケーション

ニュー・ノーマルにおいて真につながった専門家のコミュニティを作るのに役立つオンラインコミュニケーション(職員向けのイントラネット、ユーザー・利害関係者向けのインターネット)を強化する。

オンラインイベント¹⁷⁸⁾の形式を発展(インタラクティブ性及び関与を向上)させる(2021年のEPO特許情報カンファレンスは、「Patent Knowledge Week」と改称された1週間のオンラインイベントとなる予定)とともに、社会的距離の要件が緩和されればハイブリッドイベントへの移行も予定している。

(4) EPOの建物

改訂された建物プログラムにより、維持管理・持続可能性に基づく一連の初期対策、ソーシャルスペースのアップグレード、ウィーンの建物の全面改修、EPO建物へのより多くの採光から始める。内外の会議の両方に対応する完全かつハイブリッドなビデオ会議施設は、庁の建物を変更する際の重要な検討事項になる。建物を維持し、長期的な金融資産として更に発展させることを目指す。

4 審査ガイドライン等の改訂

2021年3月改訂版のEPOのガイドライン(EPOにおける審査ガイドライン(EPCガイドライン)及びPCT機関としてのEPOにおける調査及び審査のためのガイドライン(PCT-EPO ガイドライン))が2021年3月1日に発効した¹⁷⁹⁾。

改訂内容は修正セクションのリスト^{180) 181)}及び修正履歴(Show modificationsのチェックボックス)のとおりであり(欧州知的財産ニュース2021年2月11日¹⁸²⁾)、その概要(改訂サイクル、単一性欠如、ビデオ会議による異議の口頭手続、明確性及び開示(明細書の適合)、コンピュータ利用発明、バイオテクノロジー)資料¹⁸³⁾も公表されている。

戦略計画2023に基づき導入されたオンラインユーザー協議に対する回答¹⁸⁴⁾(バイオテクノロジー、特許出願明細書の適合等に関するもの)を踏まえ、SACEPO作業部会による議論を経て、2022年版を作成予定である。当該協議の実施期間は、2021年3月版については、2021年3月1日(発効日と同日)～2021年4月12日であったが、2022年3月版以降の改訂サイクル¹⁸⁵⁾では、1か月延長され、毎年2月の事前公開(発効日の前)～4月中旬となる予定である。

5 欧州発明者賞

2006年創設のこの賞は、6つ(2022年には「若手発明者賞」を加えた7つ)のカテゴリーからなり、技術・社会・経済成長に多大な貢献をした発明者を表彰する。2019年には(その後ノーベル化学賞を受賞した(欧州知的財産ニュース2019年10月10日¹⁸⁶⁾)吉野彰氏が非EPO諸国部門賞(リチウムイオン電池)を受賞し、日本人の受賞は2014年のポ

178) <https://www.epo.org/news-events/events.html>

179) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210301.html>

180) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/m.htm>

181) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelinespct/e/m.htm>

182) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210211.pdf

183) <https://e-courses.epo.org/course/view.php?id=182>

184) <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210804.html>

185) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-revision-cycle.html>

186) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2019/20191010.pdf

ピューラー賞 (QRコード) 及び2015年の非EPO諸国部門賞 (カーボンナノチューブ) に続く3回目となった。

6 ベルギーのロンドン・アグリーメントへの加入

ロンドン・アグリーメント (欧州特許の翻訳要件 (EPC第65条) の全部又は一部を免除するもの (欧州知的財産ニュース2006年10月号¹⁸⁷⁾) が、2019年9月1日にベルギーについて発効¹⁸⁸⁾ し、22のEPC締約国で発効することになった。ベルギーでは、同アグリーメントへの準拠のために既に法律が改正されている (欧州知的財産ニュース2017年1月4日¹⁸⁹⁾) ため、現在の翻訳要件に変更はなく、2017年1月1日以降特許権者は英語で付与された欧州特許の明細書のベルギーの公用語への翻訳を提出する必要はなくなっている。

7 調査研究

チーフエコノミスト¹⁹⁰⁾ による調査研究・その他の調査研究¹⁹¹⁾ が実施・公表されている。

第4 EPO 審判部¹⁹²⁾

1 処理、生産性及び係属期間

(1) 5か年目標

5か年目標 (2023年までに、受理から30か月以

内に事件の90%を解決し、係属中の事件数を7,000件未満に削減するというもの) を掲げている。

(2) 技術審判事件の処理及び係属期間

受理件数が2019年比37.5%減の2020年には、COVID-19パンデミックによる口頭手続の一時的中断にもかかわらず、3,013件 (2019年比7.4%減) を解決し、係属中の事件数を10.3%削減するとともに、事件の90%を解決するのに要する期間を5か月 (65か月以内から60か月以内に) 短縮した。(図表4)

(3) 生産性

2017年1月から2020年12月にかけては13.9%増加したが、前述(2)のパンデミックの影響で、2020年には2019年比10.9%の減少となった。生産性の向上は、通常のペースで口頭手続を開催できるかどうか、後述3の効率性を向上させるための施策の効果、審判部のIT環境の近代化等による。

2 品質

(1) 品質に焦点を合わせた意思決定

品質の定義及び実用的な業務支援の提供のために、「Quality-focused decision making (意思決定の指針)」に関する文書を作成 (2020年7月)¹⁹⁴⁾ し、「審判手続ワークフローのガイダンス」及び「審決起案の原則及びベストプラクティス」に関する文書も作成予定である。

図表4 技術審判部における審判事件の件数¹⁹³⁾

	受理			解決			係属中	
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年
審査手続 (査定系)	957	1,355	1,169	1,331	1,351	1,189	3,263	3,637
異議申立手続 (当事者系)	1,102	1,937	1,863	1,682	1,903	1,544	5,017	5,597
合計	2,059	3,292	3,032	3,013	3,254	2,733	8,280	9,234

出典: EPO審判部の年次報告書を基に筆者作成

187) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf#page=15

188) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/08/a71.html>

189) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2017/20170104.pdf

190) <https://www.epo.org/about-us/services-and-activities/chief-economist.html>

191) <https://www.epo.org/searching-for-patents/business/patent-insight-reports.html>

192) <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals.html>

193) [https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/c2f6898a8034b7d5c12586b50033bfc6/\\$FILE/Annual_Report_of_the_Boards_of_Appeal_2020_en.pdf#page=30](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/c2f6898a8034b7d5c12586b50033bfc6/$FILE/Annual_Report_of_the_Boards_of_Appeal_2020_en.pdf#page=30)

194) <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/communications/2020/20200702.html>

(2) 審決等の公表

審判部がヘッドノート又はキャッチワード(法的論点の要約、審決理由の重要部分等)を付与した新たな審決をユーザーに知らせる selected decisions¹⁹⁵⁾ サービスを2020年初めに導入した。

3 効率性を向上させるための施策

(1) 審判部の改正手続規則 (RPBA 2020)

当該規則(2020年1月1日施行¹⁹⁶⁾)では、論点数減少による効率性向上・予測可能性向上・調和推進を目的とし、効率的な業務整理とリソース利用のために事件管理の重要要素が導入され、「翌年に所定の手続を行う見込みの年次事件リスト¹⁹⁷⁾公表(第1条(2))」、「審判手続の迅速化請求(第10条(3)-(6))」、「書面審決の適時(通常口頭手続から3月以内)の発行(第15条(9))」等の規定がある。

(2) 審判請求手数料の一部返還

改正EPC規則103¹⁹⁸⁾(2020年4月1日施行)により、審判請求の存続期間等とともに減少する返還率について、100%又は50%に加えて75%及び25%が導入された(欧州知的財産ニュース2020年3月18日¹⁹⁹⁾)。口頭手続の請求取下げの場合の25%での返還オプションも創設された。

4 拡大審判部

(1) 植物及び動物の非特許性 (G 3/19)

2020年5月14日に、専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物及び動物には特許性がない旨の審決を公表した。(欧州知的財産ニュース2020年5月15日²⁰⁰⁾)

(2) コンピュータ利用のシミュレーションの特許性 (G 1/19)

2021年3月10日に、コンピュータ利用発明(CII)に関する確立されたケースロー(COMVIKアプローチ)がコンピュータ利用のシミュレーションの発明にも適用される旨の審決を公表した。(欧州知的財産ニュース2021年3月10日²⁰¹⁾)

【COMVIKアプローチ (T641/00)】

発明の技術的性質に貢献するクレームの特徴のみが進歩性の評価において考慮される。単独では非技術的な特徴であっても、クレームされた発明の文脈では技術的課題の技術的解決に寄与し、それにより発明の技術的性質に貢献する場合がある。

(3) 二重特許の禁止 (G 4/19)

2021年6月22日に、欧州特許出願は二重特許の禁止を理由として拒絶される旨の審決を公表した。(欧州知的財産ニュース2021年7月2日²⁰²⁾)

第5 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)²⁰³⁾

1 戦略計画2025

EUIPOは、2019年11月に採択された戦略計画2025 (Strategic Plan 2025) (欧州知的財産ニュース2019年6月26日²⁰⁴⁾、欧州知的財産ニュース2019年11月21日²⁰⁵⁾)を2020年7月から実行²⁰⁶⁾している。当該戦略計画2025は「欧州の企業及び市民にIPの価値を提供する」という包括的なビジョンに関連する3つの戦略的ドライバーの下に細分化されたプロジェクト及び活動で構成されているところ、当該戦略計画2025に関連するEUIPOの取組の概要は、例えば次のとおりである。

195) <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/selected-decisions.html>

196) <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/communications/2019/20190704.html>

197) <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/about-the-boards-of-appeal/annual-list-of-cases.html>

198) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a5.html>

199) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2020/20200318.pdf

200) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2020/20200515.pdf

201) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210310.pdf

202) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210702.pdf

203) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/home>

204) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2019/20190626.pdf

205) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2019/20191121.pdf

206) https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5856868&journalRelatedId>manual/

(1) 第1の戦略的ドライバー²⁰⁷⁾：「相互につながり、効率的かつ信頼性の高い、域内市場のための知財システム」

EUにおけるIP制度の強化、グローバルレベルでのIPの支援、EUIPOのガバナンス及びパートナー等の協力活動を中心としたものであり、既存のツール及びサービスの改善並びに新しいツール及びサービスの開発、EU全域でのIPエンフォースメントに関する支援（前述「第2の2(1)」の欧州監視部門を参照）を含む。

- ・2020年4月には、再設計されたユーザーフレンドリーなインターフェース等を備えた改良版のTMview（商標検索ツール（画像検索ツールを含む））及びDesignView（意匠検索ツール）を公表した²⁰⁸⁾。
- ・2020年9月には、DesignViewとWIPOのグローバル・デザイン・データベースとの間のリンク機能を公表した²⁰⁹⁾。
- ・TMview及びDesignView並びにTMclass及びDesignClass（商標及び意匠の分類ツール）への参加IP庁（非EUのIP庁を含む）を拡大している。2021年5月19日には、中国（CNIPA）がTMviewに参加した²¹⁰⁾。
- ・EUのIP庁と協力した実務の取れん（共通実務（CP））²¹¹⁾プロジェクトにおいて、CP9「立体商標の形状自体には識別力のない場合の、言語的及び／又は図形的要素を含む立体商標の識別性」並びにCP10「インターネット上での意匠の開示を評価するための基準」、CP12「商標の審判手続における証拠」、CP11「新しいタイプの商標：方式要件及び拒絶理由の審査」に関する文書を公表した。

・EU商標指令（EU）2015/2436）の（国内法への）転置の支援を行っている。

(2) 第2の戦略的ドライバー²¹²⁾：「高度な顧客中心のサービス」

既存の成果物・サービスの品質を向上させるために、新しい技術・作業方法を利用することにより、高度な顧客中心のサービスを提供することに焦点を当てる。

- ・ユーザー満足度調査2020（2020年9月）²¹³⁾及びそのフォローアップのパルス調査（2021年5月）²¹⁴⁾の結果を公表した。
- ・EU商標及び登録共同体意匠（RCD）の審査ガイドラインの2021年版を公表した（2021年3月）²¹⁵⁾。
- ・新たな品質ビジョンを公表した（2021年7月）²¹⁶⁾。

(3) 第3の戦略的ドライバー²¹⁷⁾：「動的な組織のスキル及び革新的で最適な職場」

ブロックチェーンやAI等の次世代技術を用いて、ユーザー及びビジネスのために革新的なツール及びサービスを開発する。

- ・eSearch Plus（商標・意匠・保有者・代理人・公報等の包括的な情報の検索ツール）及びTMviewの画像認識技術に新たなAI技術が導入され、eSearch Plusの高度検索（画像に基づく検索）機能において、アップロードされた画像に基づくロカルノ・ウィーン分類の提案が可能となった（2019年12月）²¹⁸⁾。
- ・2021年4月にはEUIPOがブロックチェーンを

207) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/strategic-drivers/ipnetwork>

208) https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5684767&journalRelatedId>manual/

209) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/news/-/action/view/8301477>

210) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8705992>

211) <https://www.tmdn.org/network/converging-practices>

212) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/strategic-drivers/ipexcellence>

213) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/news/-/action/view/5970678>

214) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8717512>

215) https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=8552774&journalRelatedId>manual/

216) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8820431>

217) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/strategic-drivers/ipinnovation>

218) https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5452746&journalRelatedId>manual/

219) https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=8662923&journalRelatedId>manual/

使ってTMview及びDesignViewに接続した²¹⁹⁾。
2021年7月にはマルタがEU加盟国で初めてこの
取組に参加した²²⁰⁾。

2 COVID-19への対応

EUIPOが講じる措置に関する情報を継続的に更
新している。(COVID-19更新情報²²¹⁾、欧州知的財
産ニュース2021年5月28日²²²⁾、欧州知的財産
ニュース²²³⁾等)

3 その他

(1) WIPOデジタルアクセスサービス (DAS) への 参加

優先権書類を参加IP庁間で交換可能とする電子
的システムであるWIPO DASへ、2020年7月11日
以降はRCDの優先権書類についての第一庁として、
2020年9月12日以降は第二庁として参加した²²⁴⁾。

(2) Sky and Others事件 (C-371/18) におけ る欧州連合法庭 (CJEU) の判決

CJEUが2020年1月29日付の当該判決において
指定商品・役務の明確性及び正確性の要件に関する
重要な指針を示すとともに悪意 (bad faith) の概念
を示した旨公表した²²⁵⁾。

第6 ドイツ

1 特許法の改正

ドイツ連邦政府は、2021年8月17日に、特許法
等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律

を公布した。この法律の主なポイントは次のとおりで
ある。(欧州知的財産ニュース2021年8月17日²²⁶⁾)

- ・民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での
無効訴訟の同期
- ・差止による救済規定の明確化
- ・営業秘密保護法の規定の特許訴訟への導入
- ・PCT国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の
変更

2 ドイツ特許商標庁 (DPMA)²²⁷⁾ の業務範囲拡大 及び特許費用法改定

ドイツ連邦参議院 (Bundesrat (上院に相当)) は、
2021年6月25日に、DPMAの業務範囲拡大及び特
許費用法改定に関する法律案を承認した。(欧州知
的財産ニュース2021年6月29日②²²⁸⁾)

3 意匠法への修理条項の追加

ドイツ連邦政府は、2020年12月1日に、「修理条
項」を追加する意匠法改正を含む法律を公布した。
この法律により、2020年12月2日以降にドイツで
登録された意匠については、修理目的でのスペア
パーツには意匠権による保護が及ばないことになっ
た。(欧州知的財産ニュース2020年10月13日²²⁹⁾)

4 COVID-19への対応

(1) オンライン検索支援に関する新サービスを導入

DPMAは、2021年6月に、コロナウイルスのパン
デミックによるDPMAのオフィスの一時的な閉
鎖のため、DPMAの特許・実用新案・商標・意匠に
関する検索ツールの技術的な説明及び個別支援を中

220) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/news/-/action/view/8793606>

221) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/covid-19-information>

222) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210528.pdf

223) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r1>

224) https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=8282819&journalRelatedId>manual/

225) <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/news/-/action/view/5594929>

226) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210817.pdf

227) <https://www.dpma.de/>

228) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210629.pdf

229) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20201013.pdf

心とした新しいオンラインサービスを導入した²³⁰⁾。

(2) ビデオ会議を利用して手続を行うオプションの導入

DPMAは、2022年5月1日以降に、ビデオ会議を利用したオンラインでの手続及び聴聞への参加並びに証拠の提出を行うオプションを提供する予定である²³¹⁾。

(3) その他

DPMAは、現状に関する情報及びアドバイスを定期的に更新している。(コロナウイルス(COVID-19) - 更新情報²³²⁾、欧州知的財産ニュース2021年5月28日²³³⁾、欧州知的財産ニュース²³⁴⁾等)

5 その他

(1) DPMAのイエナオフィスを大幅に拡張・強化

DPMA及びドイツ連邦司法・消費者保護省は、今後数年間で、約110名(特許部門で特許審査官93名、商標部門で7～10名、IT部門で6～8名)を追加採用して、DPMAのイエナ(Jena)オフィスを大幅に拡張・強化する。(欧州知的財産ニュース2021年4月15日²³⁵⁾)

(2) ドイツ連邦特許裁判所の所長が交代

2021年4月30日に、ドイツ連邦特許裁判所の新所長にRegina Hock氏が就任するとともに、前所長のBeate Schmidt氏が10年間の任務を終えて退任した²³⁶⁾。

第7 英国

1 英国のEU離脱(Brexit)

(1) BrexitによるIP(特許・商標・意匠等)への影響

英国がEUを離脱し移行期間が開始した(離脱協定²³⁷⁾第126条)2020年1月31日の前後に、英国知的財産庁(UKIPO)、EPO、EUIPO、WIPO及び欧州委員会等は、BrexitによるIPへの影響に関する情報を公表した(欧州知的財産ニュース2020年2月3日²³⁸⁾、特許行政年次報告書2020年版Column 20²³⁹⁾。その後も、UKIPO、欧州委員会、EUIPO、DPMA²⁴⁰⁾、WIPO(マドリッド制度²⁴¹⁾・ハーグ制度²⁴²⁾等は、移行期間(～2020年12月31日)の終了後に関する情報を順次公表・更新している(欧州知的財産ニュース2020年7月14日²⁴³⁾～2021年6月30日²⁴⁴⁾、JPOウェブサイト²⁴⁵⁾。

他方、欧州委員会及び英国政府は、2020年12月24日に、EU-英国間の貿易・協力協定について交渉官レベルで合意したところ、当該協定にはIPに関する章も含まれている(欧州知的財産ニュース2020年12月26日(1.)²⁴⁶⁾)。当該協定は、2021年1月1日から暫定的に適用され、2021年5月1日に発効した²⁴⁷⁾²⁴⁸⁾。

(2) IPRの消尽に関する英国の将来の制度

並行取引品は、移行期間の終了後の2021年1月1日以降、欧州経済領域(EEA)から英国へは移動可能であるが逆方向への移動は許可されない場合があ

230) https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/notice_07062021_1/index.html

231) https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20210818.html

232) https://www.dpma.de/english/our_office/publications/news/corona/index.html

233) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210528.pdf

234) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r1>

235) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210415.pdf

236) <https://www.bundespatentgericht.de/DE/Home/Buehne/Amtswechsel.html?nn=195230>

237) https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/eu-uk-withdrawal-agreement_en

238) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2020/20200203.pdf

239) <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/honpen0301.pdf#page=17>

240) https://www.dpma.de/english/our_office/law/legalrepresentative/brexit/index.html

241) https://www.wipo.int/madrid/en/news/2021/news_0021.html

242) https://www.wipo.int/hague/en/news/2021/article_0022.html

243) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2020/20200714_1.pdf

244) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2021/20210630.pdf

245) https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit_202002.html

246) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2020/20201226.pdf

247) https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/eu-uk-trade-and-cooperation-agreement_en

248) <https://www.gov.uk/government/publications/ukeu-and-eaec-trade-and-cooperation-agreement-ts-no82021>

るところ、UKIPOは、2021年6月に、IPRの消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を開始した（欧州知的財産ニュース2021年6月8日²⁴⁹⁾。

2 AIとIP

(1) AI「DABUS」を発明者とする特許出願

英国高等法院（特許裁判所）は、2020年9月21日に、「AIマシン「DABUS」は、自然人ではないため発明者とみなすことはできず、さらに、IPを所有することも当該IPの所有権を出願人に移転することもできない。」旨（UKIPOの2019年12月4日付の決定を支持する旨）判決した（欧州知的財産ニュース2020年9月25日（I）²⁵⁰⁾。また、UKIPOは、2021年1月に、特許実務マニュアル（段落7.11.1及び13.10.1）について当該判決を反映する更新を行った²⁵¹⁾。

(2) AIとIPの関係に関する意見募集

UKIPOは、当該意見募集について回答結果及び今後のステップ（例えば、発明者であることの基準を満たさないAIによって生成された発明を保護するために、法改正を含む様々な政策オプションについて、2021年後半に協議すること）等を2021年3月23日に公表した。（欧州知的財産ニュース2021年3月24日²⁵²⁾）

(3) その他

UKIPOは、2019年6月にAI関連特許の世界的な概観に関する報告書を²⁵³⁾、2020年4月にAI支援による特許の先行技術調査に関する実現可能性調査の報告書を²⁵⁴⁾、公表した。

また、UKIPOは、2020年10月28日に、商標の登録可能性チェックを支援するための事前出願サービスとして、AIを利用したチェック及び検索を特徴とするツールを公表した²⁵⁵⁾。

3 CPTPPへの加入のための英国の交渉方針

英国政府は、2021年6月22日に公表した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加入のための英国の交渉方針に関する文書（IPについてはChapter 2の2.8、Chapter 3の11等）で、EPCから離脱する意図はなく、CPTPP加入交渉では英国が既に加入しているEPCを含め、英国が既存の国際的義務を守ることを確保する、等としている²⁵⁶⁾。

4 英国の新たなイノベーション戦略

UKIPOは、2021年7月29日に、英国の新たなイノベーション戦略におけるIPに関する取組（例えば、IPの商業化支援、国際IPサービス、IP教育、AI発明・創作の保護に関する協議（2021年の秋）、SEPに関する意見募集）について公表した。（欧州知的財産ニュース2021年8月4日²⁵⁷⁾）

5 COVID-19への対応

UKIPOは、「コロナウイルスに関するUKIPOのサービス上の重要な更新情報²⁵⁸⁾」、「コロナウイルスに関する出願人等へのアドバイス²⁵⁹⁾」等を更新している。（欧州知的財産ニュース2021年5月28日²⁶⁰⁾、欧州知的財産ニュース²⁶¹⁾等）

249) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210608.pdf

250) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20200925.pdf

251) <https://www.gov.uk/guidance/manual-of-patent-practice-mopp/updates>

252) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210324.pdf

253) <https://www.gov.uk/government/publications/artificial-intelligence-a-worldwide-overview-of-ai-patents>

254) <https://www.gov.uk/government/publications/ai-assisted-patent-prior-art-searching-feasibility-study>

255) <https://www.gov.uk/government/news/ipo-launches-trade-mark-pre-apply-service>

256) <https://www.gov.uk/government/publications/uk-approach-to-joining-the-comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-cptpp>

257) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210804.pdf

258) <https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services>

259) <https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-advice-for-rights-applicants>

260) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210528.pdf

261) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r1>

6 その他

(1) IPサービスの変革等のための今後5年間 (2021年～2026年)のプログラム

UKIPOが2021年4月22日に公表した当該プログラム「One IPO Transformation」の中心は、登録IPR(特許・商標・意匠)のための単一の統合システムであり、これにより、企業等は全IPRを1か所でシームレスに出願、管理及び調査可能となる²⁶²⁾。2021年7月14日には、「One IPO」サービスの最初の例として、IPR(特許・商標・意匠の組み合わせを含む最大1,500件)の一括更新時間を5日から5分に短縮する新たなデジタルIP更新サービスが開始された²⁶³⁾。

(2) UKIPO²⁶⁴⁾によるその他の公表情報

- ・IP需要の促進要因(出願人がIPを利用する理由等)に関する調査研究(2021年8月)²⁶⁵⁾
- ・SMEを支援する無料のオンラインツール(2021年4月)²⁶⁶⁾
- ・2019年～2020年のイノベーション及び成長に関する報告書(2020年9月)²⁶⁷⁾
- ・2019年～2020年のIP犯罪及びエンフォースメントに関する年次報告書(2020年9月)²⁶⁸⁾
- ・最初のマルチメディア動き商標(東芝の商標)の登録(2019年8月)²⁶⁹⁾
- ・UK特許のサーチの適時性を改善するためのEPO

との二庁間協力(EPOがUK特許出願の一部のサーチを実施)に関するガイダンス文書(2019年7月更新)²⁷⁰⁾

第8 フランス

1 フランス知的財産法の改正

2019年5月22日に公布されたフランス知的財産法(CPI)の改正を含む「企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律(PACTE法)²⁷¹⁾」には、フランスの権利の法的安定性を高めること等を目的とした知的財産に関する段階的な措置が規定されているところ、当該措置の概要²⁷²⁾は次のとおりである。

(1) 特許・実用証に関する措置

- ・実用証の存続期間を6年から10年に延長し、実用証出願から特許出願への変更を可能に(2020年1月11日施行²⁷³⁾)
- ・仮特許出願²⁷⁴⁾ 手続を創設(2020年7月1日施行²⁷⁵⁾)
- ・特許の異議申立²⁷⁶⁾ に関するフランス産業財産庁(INPI)に対する行政手続を創設(2020年4月1日施行²⁷⁷⁾)
- ・特許審査の段階における特許付与要件²⁷⁸⁾ として進歩性要件を導入(2020年5月22日以降の特許出願に適用(PACTE法第122条²⁷⁹⁾(CPI第L612-12条²⁸⁰⁾ 第7項)) (欧州知的財産ニュース2020

262) <https://www.gov.uk/government/news/ipo-launches-one-ipo-transformation-programme>

263) <https://www.gov.uk/government/news/ipo-officially-launches-digital-ip-renewal-service>

264) <https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office>

265) <https://www.gov.uk/government/collections/building-the-evidence-base-on-the-drivers-of-ip-demand>

266) <https://www.gov.uk/government/news/the-ipos-free-online-tools-helping-smes-take-their-ideas-to-market>

267) https://www.gov.uk/government/publications/promoting-innovation-and-growth-the-ipo-at-work-2019-20?utm_source=9769c15a-2c4f-47b0-ab7b-dea953836ba6&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=daily

268) <https://www.gov.uk/government/publications/annual-ip-crime-and-enforcement-report-2019-to-2020>

269) <https://www.gov.uk/government/news/first-uk-multimedia-motion-mark-revealed-by-ipo-on-british-ip-day>

270) <https://www.gov.uk/government/publications/working-with-the-epo-to-improve-uk-patent-search-timeliness>

271) <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038496102/>

272) <https://www.inpi.fr/fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/les-enjeux-de-la-propriete-intellectuelle/loi-pacte-la-propriete-industrielle-s-adapte-aux-nouvelles-attentes-des-entreprises>

273) <https://www.inpi.fr/fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-des-nouvelles-mesures-sur-le-certificat-d-utilite#collapse-no-anchor-gui-22313-1>

274) <https://www.inpi.fr/fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/le-brevet/cas-particulier-la-demande-provisoire-de-brevet>

275) <https://www.inpi.fr/fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-de-la-demande-provisoire-de-brevet>

276) <https://www.inpi.fr/fr/valoriser-vos-actifs/faire-vivre-votre-brevet/s-opposer-un-brevet>

277) <https://www.inpi.fr/fr/nationales/loi-pacte-les-dispositions-de-la-nouvelle-procedure-d-opposition-l-encontre-d-un-brevet>

278) <https://www.inpi.fr/fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/le-brevet/les-criteres-de-brevetabilite>

279) https://www.legifrance.gouv.fr/loda/article_lc/LEGIARTI000038497637

280) https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000038588937/

年5月25日²⁸¹⁾

(2) 商標に関する措置

- ・新しいタイプの商標（音、動き（アニメーション）又はマルチメディア商標）を創設（2019年12月11日施行²⁸²⁾）
- ・商標の異議申立手続を強化（特定の商号やドメイン名等の新たな根拠に基づく異議申立を可能に）（2019年12月11日施行²⁸³⁾）
- ・商標の無効・取消のINPIに対する行政手続を創設（2020年4月1日施行²⁸⁴⁾）

2 COVID-19への対応

(1) COVID-19の治療・診断関連発明等の特許付与のための早期手続を開始

INPIは、2021年4月21日より、COVID-19の治療・診断関連発明等（市場での実施のための管轄当局への申請の原因となったもの）に関する2020年6月1日以降にされた特許出願（実用証出願にも準用）について、出願人が早期（出願から24か月以内）の特許付与を申請することができる早期手続を開始した²⁸⁵⁾。

(2) その他

INPIは、COVID-19に関連する情報を随時公表している²⁸⁶⁾。（欧州知的財産ニュース2021年5月28日²⁸⁷⁾、欧州知的財産ニュース²⁸⁸⁾等）

3 地域アドバイザーの国際ネットワークを再構築（韓国から日本への移転等）

INPIは、2021年2月に、IP問題を担当する地域アドバイザーの国際ネットワーク（10人の地域知的財産アドバイザーが、世界の約100か国をカバーしているもの）を再構築し、韓国の地域アドバイザーを日本に移転する等した旨公表した²⁸⁹⁾。

第9 イタリア

1 PCT国際出願の直接国内移行

2020年7月1日以降のPCT国際出願について、欧州特許出願を経由することなくイタリア特許商標庁（UIBM）への直接国内移行が可能となった²⁹⁰⁾（FAQがイタリア語²⁹¹⁾・英語²⁹²⁾で公表されている）。

2 COVID-19への対応

(1) Covid-19対策技術の特許情報へのアクセス促進

UIBMは、Covid-19対策技術の調査用のセクションを、バイオテクノロジー発明等のデータベース内に作成した。（2020年10月）²⁹³⁾²⁹⁴⁾

(2) その他

UIBMは、COVID-19に関連する情報を随時公表している。（欧州知的財産ニュース2021年5月28日²⁹⁵⁾、

281) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20200525.pdf

282) <https://www.inpi.fr/fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-premiermesures-en-matiere-de-marques>

283) <https://www.inpi.fr/fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-premiermesures-en-matiere-de-marques>

284) <https://www.inpi.fr/fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-de-la-nouvelle-procedure-en-nullite-ou-en-decheance-de-marque>

285) <https://www.inpi.fr/fr/nationales/procedure-de-delivrance-acceleree-de-brevets-dans-le-cadre-de-la-lutte-contre-la-covid-19>

286) <https://www.inpi.fr/fr/actualites>

287) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210528.pdf

288) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r1>

289) <https://www.inpi.fr/fr/internationales/nouvelle-strategie-d-implantation-du-reseau-international-de-l-inpi-en-2021>

290) <https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/brevettare-all-estero/via-italiana-alle-domande-di-brevetto-internazionale>

291) <https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/brevetti/domande-internazionali-di-brevetto-pct/via-italiana-per-domande-pct>

292) https://uibm.mise.gov.it/images/FAQ_ENG.pdf

293) <https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/banche-dati/invenzioni-biotecnologiche-e-life-sciences/creata-una-sezione-anticovid-19-nella-banca-dati-nazionale-delle-invenzioni-biotech>

294) <https://uibm.mise.gov.it/index.php/en/202-news-english/2036589-created-an-anticovid-19-section-in-the-national-database-of-biotech-inventions>

295) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210528.pdf

3 グリーン特許の件数に関するデータ

UIBMは、過去10年間のグリーン技術関連発明の増加等を示すデータを公表した(2021年1月)²⁹⁸⁾²⁹⁹⁾。

第10 スイス

1 新規性・進歩性の審査の導入等に関する特許法改正の動き

全ての特許要件(新規性・進歩性を含む)の審査の導入等に関する特許法改正³⁰⁰⁾について、内閣(連邦参事会)は、協議(2020年10月14日~2021年2月1日)の結果を踏まえ、連邦司法警察省(FDJP)に対して、2022年末までに特許法の改正に関する文書を作成・提出するよう命じた(2021年8月)³⁰¹⁾。

2 IPR侵害疑義小口貨物の廃棄のための手続の簡素化の動き

簡素化³⁰²⁾のポイントは、IPR(商標、意匠、特許、著作権)侵害疑義小口貨物の購入者(所有者)が破棄に同意すれば(、同意するのがほとんどの場合であるが、)連邦関税局(FCA)が更なる措置を講じることなく当該貨物を破棄できる(すなわち、FCAから知的財産権の保有者(当該貨物差止の申立て者)への通知は、当該貨物の購入者が破棄に反対した場合にのみ行われる)ようにすることであり、これは、既にEUでは成功裏に実施されている手続である。内閣は、2020年1月15日から2020年4月30日まで当該手続の簡素化に関する協議を実施³⁰³⁾しており、協議で提出されたコメントはIPIによって評価される予定である。

私の海外駐在の業務及び生活は、多くの関係者の皆様による多大なお力添えのおかげで成り立っているものです。海外駐在ならではの苦勞もありますが、そのようなお力添えのおかげで、やりがいのある充実した日々を過ごすことができています。この場をお借りしまして全ての関係者の皆様にお礼を申し上げます。また、この記事が少しでも皆様のお役に立てることになれば幸甚です。

profile

丹治 和幸 (たんじ かずゆき)

2004年4月	特許庁入庁(特許審査第二部 生産機械(特殊加工))
2008年4月	特許審査官昇任
2010年7月	調整課 審査企画室 特許分類企画係長
2011年7月	特許審査第二部 熱機器
2012年7月	人事院 行政官短期在外研究員(経済協力開発機構(OECD))
2013年7月	審査第二部 搬送
2014年4月	総務部 国際政策課 経済連携班長
2016年4月	審査第二部 生活機器(照明)
2017年1月	調整課 審査推進室 電子情報計画班長
2018年4月	調整課 審査推進室 審査推進企画班長・検索計画班長
2019年1月	現職

296) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/#r1>

297) <https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/speciale-covid-19>

298) <https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/i-dati-sul-numero-dei-brevetti-green-in-italia>

299) <https://uibm.mise.gov.it/index.php/en/202-news-english/2036607-data-on-the-number-of-green-patents-in-italy>

300) <https://www.ige.ch/en/law-and-policy/national-ip-law/patent-law/patents-act-revision>

301) <https://www.ige.ch/en/services/newsroom/news/news-details/modernisierung-des-patentpruefungsverfahrens>

302) <https://www.ige.ch/en/law-and-policy/national-ip-law/trade-mark-law/revision-of-the-customs-assistance-procedure>

303) <https://www.ejpd.admin.ch/ejpd/en/home/aktuell/news/2020/2020-01-15.html>